

◆**技能功労者**
9月1日現在、技能職として同一職業に30年以上従事した55歳以上の方で、優れた技能を持ち、他の模範

◆**優良従業員**
9月1日現在、勤続年数

技能功労者等表彰対象者の推薦
担当 商工観光課
☎046(252)7604
☎046(255)3550

国民年金制度は、20歳以上60歳未満の方が加入する制度です。保険料を納めることで、老後の老齢基礎年金の他、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられます。しかし、経済的な理由などで保険料の納付が困難なときは、申請をすることで、保険料の納付が免除または猶予される制度があります(下表参照)。

国民年金保険料免除制度。納付猶予制度。
担当 国保年金課
☎046(252)7035
☎046(252)7043

◆**優良技能者**
9月1日現在、技能職として同一職業に10年以上従事している方で、優れた技能を持ち、他の模範となっている方。

◆**優良従業員**
9月1日現在、勤続年数

◆**優良技能者**
9月1日現在、技能職として同一職業に10年以上従事している方で、優れた技能を持ち、他の模範となっている方。

◆**優良従業員**
9月1日現在、勤続年数

◆**優良技能者**
9月1日現在、技能職として同一職業に10年以上従事している方で、優れた技能を持ち、他の模範となっている方。

◆**優良従業員**
9月1日現在、勤続年数

◆**優良技能者**
9月1日現在、技能職として同一職業に10年以上従事している方で、優れた技能を持ち、他の模範となっている方。

◆**優良従業員**
9月1日現在、勤続年数

◆**優良技能者**
9月1日現在、技能職として同一職業に10年以上従事している方で、優れた技能を持ち、他の模範となっている方。

◆**優良従業員**
9月1日現在、勤続年数

免除等区分	月々の保険料額	
全額免除	保険料の全額を免除	0円
納付猶予	保険料の全額を猶予	
4分の3免除	保険料の4分の3を免除(残り4分の1を納付)	4,140円
半額免除	保険料の2分の1を免除(残り2分の1を納付)	8,270円
4分の1免除	保険料の4分の1を免除(残り4分の3を納付)	12,410円

※令和2年度の保険料月額は、16,540円です。

防火管理をする方へ 建物を管理する上で必要な届け出など

適正な防火対象物の管理が、その建物、施設を利用する方の安心と安全につながります。防火管理者の皆さんにはご理解とご協力をお願いします。不明な点などは、担当へお問い合わせください。

◆**必要な届け出など**

- 防火管理者選任(解任)届出書
- 消防計画作成(変更)届出書
- 消防訓練実施計画書
- 消防用設備等点検結果報告書
- 点検事項改修計画書(立入検査で不備があった場合)
- 防火対象物点検結果報告書(一部の特定防火対象物に限る)

担当 予防課 ☎046(256)2187 ☎046(256)3225

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減り生活にお困りの方

市では、新型コロナウイルス感染症の拡大を含め、さまざまな要因で収入が減るなどし、生活が困難または困難になる恐れがある方へ、「自立サポート相談」として支援を行っています。また、休職、離職などの理由で住居を失う恐れのある方へ家賃の給付や、安定した生活を持続的に進めるようになるための支援を行います。一人で悩まずにまずはご相談ください。

生活費の貸し付け
新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少があった世帯へ、生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金および総合支援資金の特例措置を設けています。希望者は事前に問い合わせ先へお問い合わせください。

○**問い合わせ先** 市社会福祉協議会 ☎046(266)2004 (受け付けは午前9時～午後5時)

担当 生活援護課 ☎046(252)8566 ☎046(252)7043

7月に納めていただくのは

▽固定資産税・都市計画税(第2期)▽国民健康保険税(2期)▽介護保険料(2期)▽後期高齢者医療保険料(1期)
※市指定の金融機関など、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンスストア、LINE Payで納めてください。その他使用料などのご納付もお忘れなく(新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、金融機関窓口などでの納付を避け、ペイジーやLINE Payをご利用ください)。
※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。
※納期限を過ぎると、督促状を発送します。また、延滞金を納めていただく場合があります。
※毎月第2・第4土曜日午前8時30分～正午に、市役所で市税、国民健康保険税の納付窓口を開設しています。詳しくは収納課 ☎046(252)8021へ(国民健康保険税については国保年金課☎046(252)7003へ)。

○**申請方法** 年金事務所または市役所1階国保年金課で配布する申請書(日本年金機構のホームページからダウンロード可)に必要な事項を記入し、直接担当へ
※申請書の郵送を希望する方は、担当へお問い合わせください。

○**問い合わせ先**
ねんきん加入者ダイヤル ☎0570(003)004 (IP電話、PHSからは☎03(6630)2525)
●厚木年金事務所 ☎046(223)7171 (代表)

7月の相談日(祝・休日を除く)※相談はいつでも無料です。

区分	とき	ところ
消費生活(訪問販売・多重債務など)	毎週月曜～金曜日午前9時30分～正午と午後1時～4時	☎046(252)8490 (電話相談可)
弁護士(面談のみ)	8日 14日夜 15日 21日夜 22日 28日夜	予約制(電話可) 市役所1階相談室 ※1日午前8時30分から今月分を受け付け、いずれも定員になり次第、締め切ります。なお、弁護士相談は1年度一人1回(25分以内)、その他の相談は一人30分以内とさせていただきます。相談される要点をよく整理してお越しください。
行政書士(遺言書等作成)	16日	毎月第3木曜日午前9時30分～11時30分(15日まで受け付け)
交通事故	9日	毎月第2木曜日午後1時30分～4時30分
税理士(登記・少額訴訟)	21日	毎月第3火曜日午後1時30分～4時(電話相談のみ)
司法書士(登記・少額訴訟)	31日	午後1時30分～4時30分
不動産(取引・契約)	17日	4・6・12月を除く月の第3金曜日午後1時30分～4時30分
分譲マンション(近隣・管理組合)	30日	午後1時30分～4時30分
市民一般	10日	毎月第2金曜日午後1時30分～4時30分(9日まで受け付け)
人権擁護委員(近隣問題など)	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午、午後1時～5時15分	担当 広聴人権課 ☎046(252)8218
女性相談(DVなど)	14日	毎月第2火曜日午後1時30分～4時(電話相談のみ、予約制) ☎046(252)8087
駐留軍離職者	毎週月曜～金曜日午前9時～正午と午後1時～5時15分	市役所1階広聴人権課 担当 広聴人権課 ☎046(252)8483
認知症	16日	毎月第3木曜日午前10時～午後3時 市役所2階作業室 担当 商工観光課 ☎046(252)7604
社会福祉士(成年後見制度)	毎週月曜日午前9時～正午、午後1時～4時(電話のみ)	担当 介護保険課 ☎046(252)7084
障がい者就業支援	16日	奇数月第3木曜日午後1時30分～4時30分(予約制(電話可)。13日まで受け付け) 市役所4階 4-1会議室 担当 福祉長寿課 ☎046(252)7127
自立サポート相談	毎週月曜・火曜・木曜日午前10時～正午と午後1時～3時(予約制(電話可)) ぼむ出張相談毎月第3木曜日午前9時、10時30分(各一人で予約制(電話可))	市役所1階 障がい福祉課 担当 障がい福祉課 ☎046(252)7132
児童	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	市役所1階生活援護課 担当 生活援護課 ☎046(252)8566
ひとり親家庭	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午と午後1時～5時15分(電話可)	市役所2階子ども政策課 担当 子ども政策課 ☎046(252)8026
青少年	毎週月曜～金曜日午前10時15分～11時30分と午後1時～4時30分(予約制(電話可))	市役所2階子ども育成課 担当 子ども育成課 ☎046(252)7201
教育子どもいじめホットライン	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	青少年センター1階 青少年相談室 担当 青少年相談室 ☎046(256)0907
就学(障がい児対象)	毎週月曜～金曜日午前10時～午後4時	市役所5階教育研究所 担当 教育研究所 ☎046(259)2164
	毎週月曜～金曜日午前8時30分～午後6時(電話のみ)	市役所5階教育指導課 担当 教育指導課 ☎046(252)8732